

繰り返される米軍人による道路交通法違反事件に対する抗議決議

本年、11月19日午後11時40分頃、本町美浜3丁目6番地付近の町道において、在沖米空軍嘉手納基地所属の二等軍曹（26歳）が運転する車両と対向車両（原付二種バイク）が、衝突する交通事故が発生し、その後の事故調査で、二等軍曹の呼気から基準値の約3倍超えのアルコールが検出され、翌日、午前0時30分道路交通法違反（酒気帯び運転）の容疑で現行犯逮捕される事件が発生した。

沖縄県内においては、米兵による飲酒絡みの事件が後を絶たず、9月26日に米空軍嘉手納基地所属の二等軍曹が同容疑で逮捕されて以降、把握しているだけでも17件発生している。本町議会では、去る11月12日にも同容疑を含む事件に対する抗議決議及び意見書を決議し、関係機関に対し抗議要請したにも関わらず、同様な事件が繰り返されることに対し強い憤りを禁じ得ない。

さらに、飲酒による事件や事故のそのほとんどは、米軍が定めた勤務時間外行動の指針（リバティー制度）に違反していると言っても過言ではなく、米軍内部の規制も組織統制も機能していない証拠であり、到底容認できるものではない。日米両政府が繰り返す「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉は、実効性の伴わない小手先の手法でのごまかしであり、根本的な解決に繋がらず、極めて遺憾である。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

記

- 1 被害者への謝罪と完全補償を速やかに行うこと。
- 2 被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底すること。
- 3 リバティー制度の規制を強化すること。
- 4 米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチームを早急に開催し、事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成、公表すること。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 6 日本国の憲法・法令を尊重し米軍人・軍属に対する基地内外での基準や罰則を国内法に合致させるよう早急に改定すること。

以上、決議する。

令和2年11月27日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

駐日米国大使　　米インド太平洋軍司令官　　在日米軍司令官　　在沖米四軍沖縄地域調整官
嘉手納基地第18航空団司令官　　在沖米国総領事